

高座クリーンセンター
災害廃棄物処理計画

高座清掃施設組合
令和7年8月

目次

第1章	計画策定の基本的な考え方	1
1	計画の目的	1
2	災害廃棄物処理計画の位置付け	1
3	基本方針	2
4	計画の構成	2
5	計画の対象とする廃棄物	3
6	組織体制	3
7	情報の集約と共有	4
8	廃棄物の流れ	7
9	安全衛生・周辺環境対策	8
10	高座クリーンセンター施設概要	9
第2章	災害廃棄物処理	10
1	組合の役割	10
2	発災後の基本的な流れ	10
3	処理対象廃棄物の種類	10
4	処理対象廃棄物の優先順位	11
5	処理対象廃棄物の分別	11
6	し尿の処理	12
7	災害廃棄物の受け入れ	13
8	処理対象廃棄物の受け入れ・運営	13
9	廃棄物処理手数料の減免	15
第3章	計画の見直し	16
1	計画の見直し	16
2	マニュアルの整備	16
3	職員教育	16

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画の目的

高座清掃施設組合（以下「組合」という。）は、海老名市、座間市及び綾瀬市（以下「構成市」という。）から排出される一般廃棄物を処理する一部事務組合です。

地震や大雨による冠水等の災害が発生した場合、一般家庭や事業所から排出される平時のごみに加え、災害を起因とするがれきや片付け等により発生する災害ごみ、避難所等からの生活ごみ、下水道が使用できないために発生する災害トイレごみ等、多くのごみが発生することが想定されます。

組合では、安全・安心な施設運営を継続しながら、これらの災害廃棄物を迅速かつ適正に処理し、構成市民の生活環境の保全や公衆衛生を維持することを目的として「高座クリーンセンター災害廃棄物処理計画（以下「本計画」という。）」を策定致しました。

2 災害廃棄物処理計画の位置付け

本計画の位置付けは図1のとおりとします。

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）では、都道府県及び市町村は地域防災計画を策定するものとされており、また、同法に基づき策定された環境省防災計画においては、地域防災計画に記載すべき事項として、災害廃棄物に関する事項があげられています。

本計画では、構成市が策定する災害廃棄物処理計画のうち、廃棄物の処理に関しての計画として位置付けます。

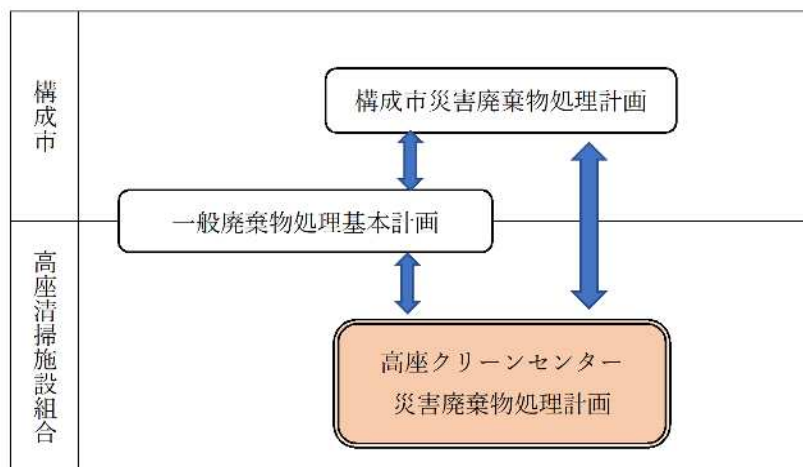


図1 計画の位置付け

3 基本方針

本計画では、安全・安心で継続的な廃棄物処理を行うため、以下の基本方針を定め、災害時の迅速かつ適正な廃棄物処理を行ないます。

高座クリーンセンター災害廃棄物処理基本方針

- 計画的な廃棄物処理

災害時は、平時に発生する廃棄物に加え、多くの災害廃棄物が発生することから、組合施設の処理能力を踏まえ、計画的に処理します。

- 安全・安心な廃棄物処理

災害時には、作業員の安全を最優先としたうえで、組合施設の安全・安心な廃棄物処理を継続しつつ、適正に処理します。

- 生活環境の保全

生活に伴い発生する生ごみや食品の付着したプラスチック類等は、災害時であっても常に家庭から排出されるほか、避難所等においても発生します。これらの廃棄物による周辺環境の悪化や感染症の発生・流行を予防するため、迅速かつ適正に廃棄物を処理し、公衆衛生に寄与します。

- 関係機関との連携

構成市、大和高座ブロック、県央都市ブロック、民間事業者・団体、他市町村、神奈川県等と連携し、災害廃棄物処理の連携・協力体制を整備します。

4 計画の構成

本計画は、「計画策定の基本的な考え方」、「災害廃棄物処理」及び「計画の見直し」の3章で構成されています。

5 計画の対象とする廃棄物

本計画において対象とする廃棄物は、原則として「高座清掃施設組合廃棄物処理に関する条例施行規則（平成 30 年規則第 1 号）」に定める受入基準に従うものとなります（以下「処理対象廃棄物」という）。ただし、平時と異なり、多種多様な災害廃棄物が発生することが予想されるため、構成市との調整により必要に応じて処理対象廃棄物を検討します。

※ 本計画における災害廃棄物とは

災害を起因として発生する受入基準に従う粗大ごみ（家具等の木材類、ふとん、畳等）、不燃ごみ（ガラス、食器、小型家電等）のことを言い、平時にも発生する厨芥類（生ごみ）、紙類等は除くものとなります。また、粗大ごみ、不燃ごみであっても、災害を起因としていないものについては、災害廃棄物とはなりません。

6 組織体制

災害時には、「高座清掃施設組合事業継続計画」に従い、必要に応じて災害廃棄物処理対策本部を設置します。

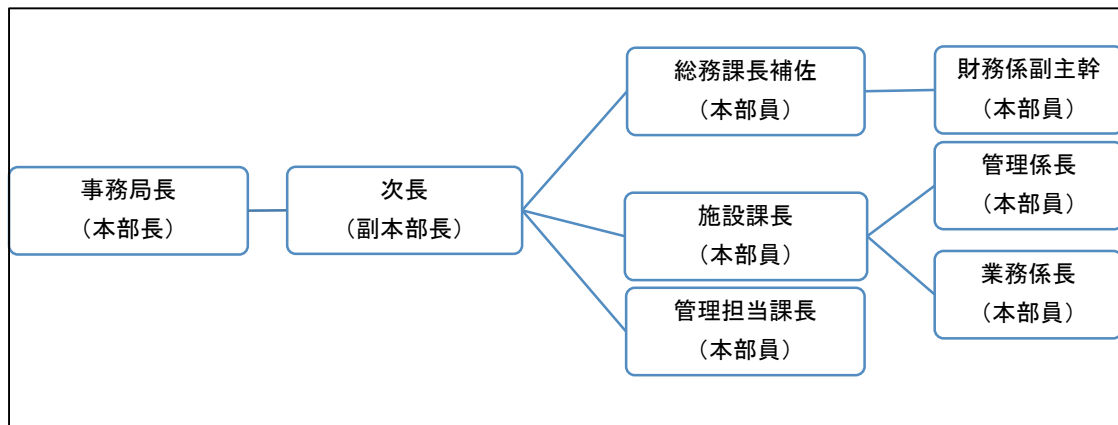


図 2 危機対策本部

役 職	職 名	所 管
本部長	事務局長	総括責任者
副本部長	次長	総括副責任者
本部員	総務課長補佐	情報集約責任者
	施設課長	施設管理責任者
	管理担当課長	現場総括責任者
	財務係副主幹	財政管理責任者
	管理係長	廃棄物処理責任者

7 情報の集約と共有

(1) 情報の共有と把握

組合では、平時より定常的に発生するごみの処理を継続しつつ、災害により発生する大量のごみを処理しなければなりません。そのため、組合施設の被災状況、構成市内におけるごみの発生量、他市施設の被災状況、民間事業者施設の被災状況、組合施設までの道路状況等さまざまな情報の共有と把握が必要となります。

また、組合としてどのような形状、性状でごみの持ち込みを依頼するか等、構成市と連携し、協力しながら業務を進めていく必要があります。

(2) 情報の収集と提供

組合での処理計画を策定するため、構成市との間で避難所の開設状況や、そこから発生するごみ量、家庭から排出されるごみ量、災害廃棄物量等の情報を収集するとともに、組合施設の被災状況、受け入れの可否、搬入の場所と方法等を提供します。

表1 情報の収集と提供に係る事項

情報の収集に係る事項	
検討・実施事項	情報収集事項
人員配置	職員の参集状況・被災状況
処理すべき廃棄物量の把握 一時保管場所の設置検討	家庭から排出される廃棄物量 避難所から排出される廃棄物量 構成市から排出されるし尿量 災害廃棄物発生量
継続的な廃棄物発生量の把握 操炉計画の立案	組合施設の被災状況 ライフラインの被害状況 組合周辺道路の被災状況 受入、処理可能量 資源化企業の被災状況
受入時間の調整	構成市内道路網の被災状況
迅速な廃棄物処理	発生する廃棄物の種別

情報の提供に係る事項

項目	情報提供事項
安定的な廃棄物処理体制	廃棄物分別の方法
円滑な施設運営	品目ごとの廃棄物受け入れ態勢
構成市収集体制の調整	ごみピット受入可能量 水処理施設受入可能量 組合施設の被災状況 組合施設周辺道路の被災状況
安心なごみ処理	各種分析結果の公表

(3) 一般廃棄物収集運搬事業者への情報提供

組合に搬入する一般廃棄物収集運搬事業者は、災害時、組合の被災状況や周辺道路の被災状況等、必要な情報の取得が困難な状況となることが予想されるため、組合が把握する情報については、緊急連絡用メールや組合ホームページで適宜情報を提供していきます。また、組合施設の処理能力等の状況により、廃棄物の搬入に一定の制限を設ける場合があることから、これら受入の状況についても適宜情報提供を行います。

【提供する情報の例】

組合施設の受入状況

組合への受入は、「衛生ごみ（生ごみ等、腐敗等により公衆衛生に影響を及ぼすおそれのあるもの）」に限り、受入可能です。

周辺搬入道路の情報

組合への搬入道路（市道 705 号線）各所にひび割れが発生しております。通行には十分にご注意ください。

災害廃棄物受入開始

20〇〇年〇月〇日より、災害によって発生した廃棄物の受け入れを開始します。通常の搬入場所とは異なりますので、係員の誘導指示に従ってください。

(4) 市民、排出事業者への情報提供

構成市民や排出事業者は、構成市からの情報提供により廃棄物の排出場所、排出方法等の情報を提供されることとなります。そのため、市民や排出事業者が、どのように分別して廃棄物を排出していただくか、構成市と組合で事前に調整しておく必要があります。

組合では、災害発生時にも滞りなく廃棄物の処理を継続する必要があることから、発災時に構成市が明確に分別等の情報を市民、排出事業者へ提供できるよう本計画において廃棄物の種類、分別、排出時期等についてまとめています。

8 廃棄物の流れ

廃棄物の発生から処理までの流れを以下に示します。高座クリーンセンターへの搬入は、本計画に基づき分別された廃棄物を適切な時期に持ち込むものとします。

※ 高座クリーンセンター以外のフローは、構成市が定める災害廃棄物処理計画に準ずる。

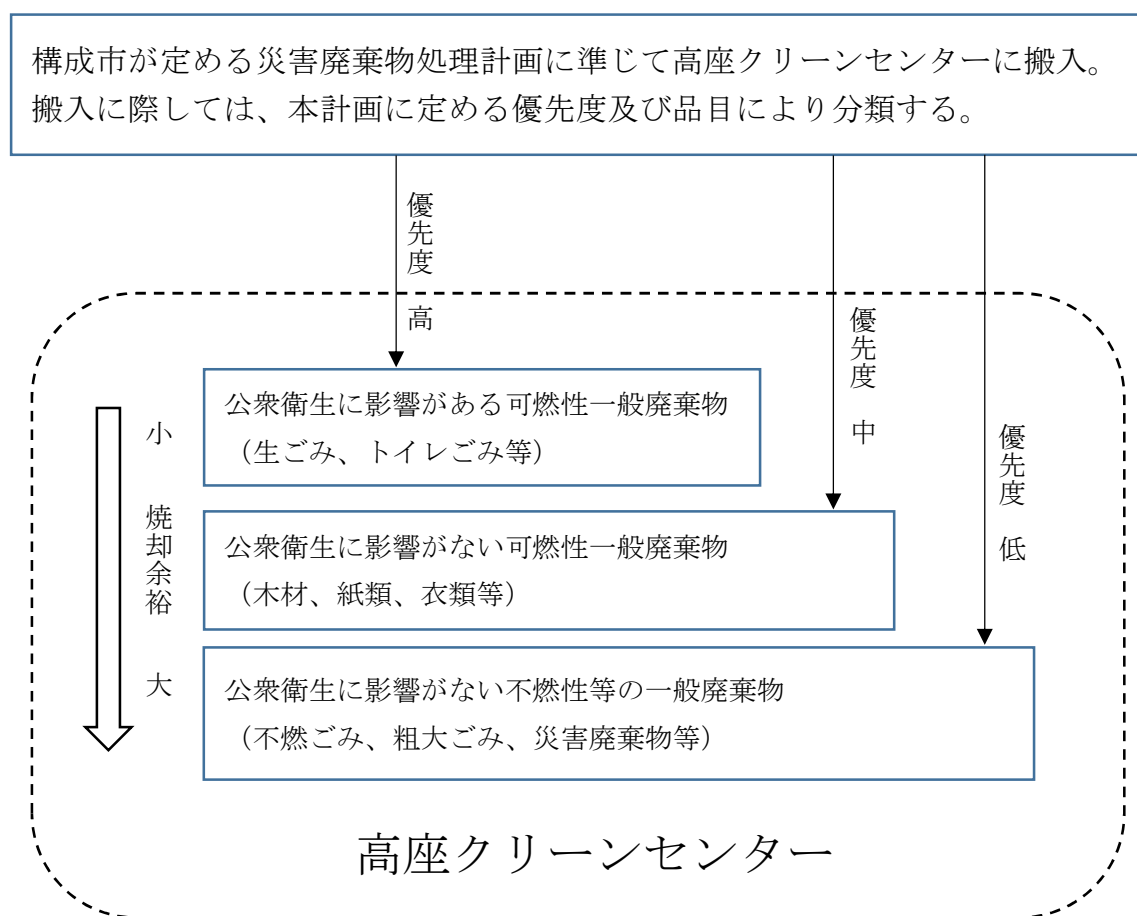


図3 可燃物・不燃物・災害廃棄物の処理までの流れ

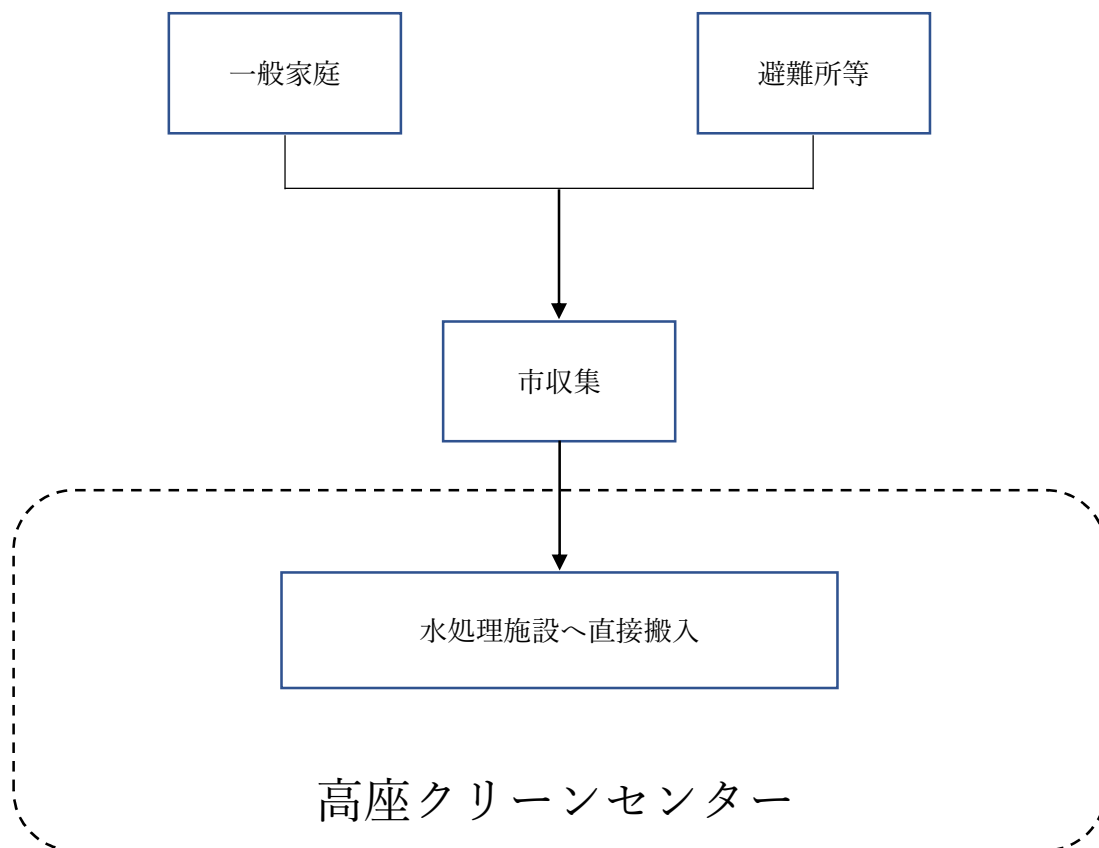


図4 し尿・浄化槽汚泥の処理までの流れ

9 安全衛生・周辺環境対策

高座クリーンセンターでの廃棄物処理は、発災後であっても安全・安心な処理を継続しなければなりません。

発災後、搬入するごみの受入場所や通行ルート等において混乱が生じるおそれがあることから、一般廃棄物の受け入れが通常の状態に戻るまでの間、受入場所への看板設置や誘導員を配置する等、円滑で安全な搬入が行えるよう対策します。

また、作業従事者に対してはヘルメットの着用を義務付けることや、搬入される廃棄物の種類によっては、防塵マスクの着用等、場内での作業従事者や搬入者の事故防止や安全衛生の確保を図るとともに、火災予防として、保管している廃棄物の見回り、温度測定及び消火器の設置等の対策を講じるものとします。

周辺環境対策としては、周辺環境への影響抑制及び地域住民への配慮の観点から、屋外に保管するごみに飛散防止ネットによる飛散対策を講じるとともに、場内又は近傍内において、可能な範囲で大気質、騒音・振動、土壌、臭気、水質等の環境モニタリングを行うと共に、定期的に情報を公開してまいります。

10 高座クリーンセンター施設概要

施設所在地	神奈川県海老名市本郷1番地の1
敷地面積	15,975.11m ²
構造	RC造、SRC造、S造
延床面積	じん芥処理施設12,798.98m ² 環境プラザ5,591.10m ² その他511.69m ²

高効率ごみ発電施設	
処理方式	ストーカ炉＋灰資源化方式
処理対象	可燃ごみ、可燃残さ、汚泥、し渣
施設規模	122.5t/日×2炉＝245t

マテリアルリサイクル施設	
処理方式	破碎・選別
処理対象	不燃ごみ、粗大ごみ
施設規模	14t/5h

水処理施設	
敷地面積	1,906m ²
延床面積	1,184.46m ²
処理方式	し尿：固液分離・希釈後下水道放流 汚泥：脱水後焼却施設で焼却
処理能力	48kl/日(し尿10kl/日、浄化槽汚泥38kl/日)

第2章 災害廃棄物処理

1 組合の役割

組合は、構成市内の事業所から排出される事業系一般廃棄物及び構成市において収集し、組合の受入基準に従い分別された廃棄物を受け入れ、安全・安心な廃棄物処理を継続するものとします。

2 発災後の基本的な流れ

発災後の対応は、表2に示す「初動期」、「応急対応」、「準備期」「復旧・復興」の4段階に区分されます。

なお、高座クリーンセンターでの廃棄物を処理する期間は、被害規模等を総合的に考慮し、必要に応じて見直しを行います。

表2 発災時の時期区分

時期区分	時期区分の特徴	時間の目安
初動期	人命救助が優先される時期 (体制整備、被害状況の確認、必要資器材の確保を行う期間)	発災から数日間
応急対応	避難所生活が本格化する時期 (公衆衛生に影響を及ぼすごみの優先的な処理を行う期間)	～3週間程度
準備期	人や物の流れが回復する時期(災害廃棄物の処理に向けた準備を行う期間)	～3ヶ月程度
復旧・復興	避難所生活が終了する時期(一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格処理期間)	～3年程度

※時期の目安は災害規模や内容によって異なる(東日本大震災クラスを想定)

3 処理対象廃棄物の種類

組合で処理対象となる廃棄物は、原則として「高座清掃施設組合廃棄物処理に関する条例施行規則」に定める受入基準に従うものとなります。ただし、構成市との調整により必要に応じて処理対象となる廃棄物を検討します。

また、(仮称)剪定枝リサイクルセンター稼働後には、災害時に構成市から排出される木くずを(仮称)剪定枝リサイクルセンターで受け入れることとしています。

4 処理対象廃棄物の優先順位

災害時には、公衆衛生の悪化を防止するため、腐敗しやすい生ごみや水洗いを必要とするお弁当容器等、保管において衛生面の問題がある「公衆衛生に影響を及ぼすおそれのあるもの」を優先的に処理する必要があります。そのため、公衆衛生に影響を及ぼすおそれの有無を判断し、優先的に処理を行う廃棄物を選定します。

なお、不燃ごみ、粗大ごみ及び災害廃棄物については、組合施設における処理能力の余力（日量245tのうち公衆衛生に影響を及ぼす廃棄物を処理した残りの量）をもって処理するものとします。

表3 処理対象廃棄物の優先順位

優先順位	種類	廃棄物の例
高	公衆衛生に影響を及ぼすおそれのあるごみ	生ごみ、災害用トイレごみ、洗っていないお弁当容器等
中	公衆衛生に影響を及ぼすおそれの少ないごみ	木材類、紙類、衣類等
低	公衆衛生に影響を及ぼすおそれのないごみ	不燃ごみ 粗大ごみ 災害廃棄物

※ し尿及び浄化槽汚泥は、水処理施設への直接搬入のみとなるため、優先順位はありません。

5 処理対象廃棄物の分別

処理対象廃棄物は、組合が円滑な処理を行うため品目ごとに分別して搬入する必要があります。したがって、家庭や事業所、避難所から発生するごみのほか、がれき等の災害廃棄物においても適切に分別する必要があります。

しかし、災害時には水の使用制限等により、お弁当容器等を洗ってから捨てることなどは困難な状況となることが予想されます。そのため、平時に定めた受入基準による分類とは別に、公衆衛生に影響を及ぼすおそれを考慮して新たに策定した災害時の分別基準を表4に示します。なお、量や大きさ等品目に特別な指定がなされているものについては、組合施設での処理に影響を及ぼすことから、受入基準に従うものとします。

また、必要に応じて構成市と調整し、受け入れることができるごみの品目、形状、性状等について検討します。

表4 災害時の分別基準

種類		内容	分類
家庭系ごみ・事業系ごみ・避難所ごみ	衛生ごみ	公衆衛生に影響を及ぼすおそれのあるもの	生ごみ、汚れたプラスチック製品※1、在宅医療廃棄物等
	トイレごみ※2	公衆衛生に影響を及ぼすおそれのあるもの	紙おむつ、災害用トイレごみ等
	可燃ごみ	公衆衛生に影響を及ぼすおそれの少ないもの	木材類、革製品、プラスチック製品等
	不燃ごみ	金属等を含むもの	食器、電池、小型家電等
	硬質系不燃ごみ	処理の過程で組合施設に影響を及ぼすおそれのあるもの	ガラス、硬質陶器等
	粗大ごみ		たんす、畳、ソファ等
	災害廃棄物	不燃ごみ、粗大ごみのうち、災害に伴い発生したごみや片付けごみ	上記分別の他、構成市が定める災害廃棄物処理計画に基づき、適切に分別すること。

※1 食べ物で汚れたプラスチック製弁当容器等、家庭や避難所での洗浄や分別が困難である場合、組合にて処理が可能なものは衛生ごみとして出してください。

※2 災害用簡易トイレ等、汚物も含めて排出されるごみや、下水道の使用不可により汚物を取り除けない場合については、汚物を取り除かなくて良いものとします。

6 し尿の処理

し尿については、一時的な保管が行えないことから、水処理施設にて直接受け入れるものとします。

災害時には、仮設住宅や仮設トイレ等から大量のし尿が発生することが予想されるため、水処理施設の処理能力である48kl/日（し尿10kl/浄化槽汚泥38kl）を踏まえ、構成市と調整して受け入れます。

7 災害廃棄物の受け入れ

災害時には、腐敗しやすい生ごみや、保管において衛生面の問題があるごみ等「公衆衛生に影響を及ぼすおそれのあるごみ」を優先的に処理する必要があります。焼却炉の処理能力は245t/日であるため、これらのごみを優先的に処理した上で、処理能力に余裕がある場合のみ災害廃棄物を処理することができます。

基本的には、表2に示す時期区分「復旧・復興」段階に至った段階で、排出される廃棄物の量と焼却炉の処理能力等を勘案し、災害廃棄物の受け入れを検討します。

8 処理対象廃棄物の受け入れ・運営

(1) 処理対象廃棄物の受入場所

処理対象廃棄物は、種類ごとに定められた場所に搬入します。特に発災後の初動期、応急対応時期には多くのごみが排出されることが予想されるため、施設の処理能力に合わせた対応が求められます。

原則として、公衆衛生に影響を及ぼすおそれのある衛生ごみやトイレごみについては、保管により悪臭、腐敗が発生することから、直接ごみピットへ投入し、保管を行わないものとします。

公衆衛生に影響を及ぼすおそれのない可燃ごみや不燃ごみ等は、受け入れた廃棄物の量に応じて処理能力を勘案し、一時保管することも踏まえ、一時保管場所を設置します。一時保管場所においては、保管中の公衆衛生の悪化、容量、作業空間、搬入・搬出の容易性等を考慮し、表5の基準に従い設置します。また種類ごとの受入場所を表6に示します。

表5 一時保管場所の選定条件

- | | |
|---|--|
| ① | 十分な収容能力、作業空間を有すること。 |
| ② | 片づけごみの搬入、搬出が容易に行える道路を有すること。 |
| ③ | 焼却施設等への搬出の利便性が高いこと。 |
| ④ | 騒音、粉じん、悪臭等の発生により近隣住民の生活環境が悪化しないよう住居等から十分な距離を有すること。 |
| ⑤ | 搬出完了及び原状回復まで一定期間が必要となることから、中長期の使用ができること。 |
| ⑥ | 3日から1週間程度の整備期間で運用可能となること。 |

表6 受入場所

種 類	受入方法	備 考
衛生ごみ トイレごみ	ごみピット直接投入	
可燃ごみ	ごみピット直接投入 又は一時保管	一時保管場所 可燃ごみ・粗大ごみ受入 ヤード
不燃ごみ 粗大ごみ 災害廃棄物	可燃ごみ・粗大ごみ受入ヤード 又は一時保管	一時保管場所 スロープ下災害廃棄物 仮置場等

(2) 一時保管場所の運営

一時保管場所は、処理対象廃棄物の一時保管場所であり、円滑な受け入れ及び処理を行うため、分別の徹底が必要となります。

一時保管場所では、処理対象廃棄物の品目に応じ、看板等を設置して混乱がないように受け入れる体制を整備する他、受け入れる搬入物に不適切なものが含まれていないか、作業従事者を配置して内容物の検査を行います。また一時保管に伴い、飛散防止シートや看板など、必要な備品類を整備する他、敷き鉄板や重機等の必要資器材については、構成市と協力して確保するための調整を行います。

必要備品等リストの例

品名	使用	数量
看板	〇〇〇〇×〇〇〇〇	個
三角コーン	H〇〇〇	個
コーンバー	W〇〇〇	個
飛散防止シート	〇〇〇〇×〇〇〇〇	m ²
清掃用具	ほうき、箕、雑巾等	1 式

(3) 処理対象廃棄物の搬入経路等

一時保管場所への搬入経路、搬入場所等については、別添「参考資料」に従うものとします。

9 廃棄物処理手数料の減免

災害に伴って発生した廃棄物については、高座清掃施設組合廃棄物処理に関する条例第11条の規定に基づき、一般廃棄物処理手数料を減免することができますが、その適用の可否及びその範囲については、災害の規模や被害状況を踏まえて検討します。また、減免の適用、手続きの方法等については、組合ホームページにより周知します。

＜高座清掃施設組合廃棄物処理に関する条例第11条 抜粋＞

(手数料の減免)

第11条 組合長は、天災その他の特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

＜高座清掃施設組合廃棄物処理に関する条例施行規則第13条 抜粋＞

(手数料の減免)

第13条 条例第11条の規定により組合長が廃棄物処理手数料を減額し、又は免除する対象者及びその減額割合又は免除については、次のとおりとする。

- (1) 暴風、豪雨、地震等の天災その他大規模な災害の被災者 免除
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条に掲げる保護を受けている者 免除
- (3) 火災等の被害者（第1号に掲げる者を除く。） 免除
- (4) その他組合長が特別の理由があると認める者 減額（5割以内）
又は免除

第3章 計画の見直し

1 計画の見直し

本計画については、次のような場合に見直し、必要に応じて改訂します。

- ① 関係法令や国及び県の指針、構成市が定める地域防災計画及び災害廃棄物処理計画等の関連する計画に重大な変更があった場合
- ② 廃棄物の品目や分別等の前提条件に変更があった場合
- ③ 実際の災害対応等を踏まえ、改善の必要が認められた場合
- ④ その他、特に見直しが必要となったとき

2 マニュアルの整備

本計画の実行性を図るため、本計画に基づいた具体的な実施マニュアルを別途整備します。実施マニュアルは担当係ごとに作成し、定期的に点検・見直しを行うものとします。

3 職員教育

本計画の実行性を高め、災害時に円滑・迅速に対応できるよう、平時から職員の教育・訓練に努め、災害対応能力の維持・向上を図ります。

また、実際に災害を経験している SPC(特別目的会社)職員を講師として、より実践的な経験を生かした研修を実施すると共に、本計画を SPC とも共有することで、災害時の相互の役割や対応方法について共有し、円滑・迅速に対応できるよう協力します。



高座クリーンセンター災害廃棄物処理計画

令和7年8月

【お問い合わせ先】

高座清掃施設組合施設課管理係 TEL：046-238-2094

施設課管理係